

杉山伸也／リンダ・グローブ編

『近代アジアの流通ネットワーク』

創文社 1999年 xii + 328+21ページ

もと の えい いち
本 野 英 一

I

本書は、1992年から94年にかけて慶応義塾大学地域研究センターで実施された同名研究プロジェクトの成果である。「あとがき」によれば、このプロジェクトの発端は1990年秋、編者兩名を含む5名の研究者がそれまで個別に進めてきた研究を通して、流通ネットワークに関する歴史的研究の重要性を強く認識するにいたったことにある。本プロジェクト参加者は何回かの研究会を重ねた後、海外の共同研究者とともに各自報告論文を携えて1994年9月にミラノで開催された第11回国際経済史会議のセッションC47: Commercial Network in Asia 1850-1930を組織した。これに海外研究者からのコメントを加えてできたのが本書である。内容は日本経済史、アジア域内貿易史、アジア経済史から日本と南アフリカ経済関係史に至る広大な地域を対象としている。

本書の基本構想は、編者兩名による「序章 近代アジアの流通ネットワーク」に詳しく説明されている。すなわち、従来の「西欧中心主義的」歴史研究のフレームワークでは、経済発展は欧米社会に特有の現象と考えられてきた。しかしそれでは、1970年以降のアジア諸地域における急速な輸出主導型の経済発展を可能にしたアジアの経済的変容を十分にとらえきれないし、西洋型国民国家に立脚したこれまでの経済史理論ではアジア経済史の現実を説明しきれない。かかる理論的行き詰まりを脱却する試みが、本書の提唱する「商業ネットワーク」理論である。

「商業ネットワーク」を重視する理由は3つある。

『アジア経済』XLI-7 (2000.7)

まず第1に、流通部門についての歴史的な実証研究が、いわゆる「商業史」を別にすれば体系的にはほとんど行われておらず、この領域において従来と異なる視角からあたらしい地平を切り開く可能性があること。次に「西洋の衝撃」についても、具体的レベルでの研究がまだ十分に行われているとはいえない状況にあること。そして第3に、アジア域内の貿易ネットワークは、「中心」と「周辺」という階層的な構造というよりも、貿易中心地の相互間にはある程度の階層が存在するものの、支配という言葉からはほど遠い複数の水平的な中心地が同時に並存する構造をもつものとして特徴づけることができるからである。

編者の主張の根拠となっているのは、19世紀後半の中国と日本の条約港社会研究に関する1970年代以来の研究成果である。そこでは、日本において内地通商権が外国商人に付与されなかったことや、中国においては地方政府による釐金などの差別的な関税や船舶にたいする差別的な低運賃の設定等、開港場居留地制度には、西洋商社・銀行の国内市場参入を阻むフォーマルな障害としての側面があったことが強調されている。

以上に明らかなごとく、本書は開港場居留地制度がその周辺社会に及ぼした経済的影響に関する1970年代以来の成果を理論的モデルとしており、これが他の地域およびその後の時代にどこまで通用しているかを検証した試みと読むこともできる。考察対象が19世紀後半から1930年代までに限定されているのがその証拠である。

序章に続き、本書に収録された論文を編者の整理に従って大別すると以下の通りになる。内容紹介としては変則的だが、この分類に従っておく。

1. 貿易ネットワークを理論的に「上から」鳥瞰することに重点をおいて貿易都市、地域間の相互関係を具体的に分析した論文

第1章 日本開港後の綿製品の流通 (谷本雅之)

第3章 19世紀後半の朝鮮をめぐる華僑の金融ネットワーク (濱下武志)

第4章 華北における対外貿易と国内市場ネットワ

- ークの形成 (リング・グローブ)
- 第5章 開港後の台湾と中国の経済関係 1860-95年 (林満紅)
- 第6章 上海を中心とするイギリス綿布の流通ネットワーク——統計解析の試み—— (古田和子)
2. 企業の活動や商品に焦点をあてて商業ネットワークを「下から」具体的に明らかにしたケース・スタディ
- 第2章 朝鮮進出日本人の営業ネットワーク——亀谷愛介商店を事例として—— (木村健二)
- 第7章 スワイア商会の販売ネットワーク (杉山伸也)
- 第8章 香港の商業ネットワーク——宗族結合とビジネス・パートナーシップ—— (霍啓昌)
- 第9章 アジア域内マーケティング——胡文虎の通商ネットワーク—— (シャーマン・コ克蘭)
- 第10章 オランダ商社と日本の蘭印貿易——二重地域経済における信用と地位—— (ピーター・ポスト)
- 第11章 東洋棉花ボンベイ支店のインド棉花直買活動 (籠谷直人)
- 第12章 戦間期における日本の対南アフリカ貿易と企業活動 (北川勝彦)
- 第13章 西アジアの流通ネットワークとイランの絹貿易 (坂本勉)

コメント

- I アジアとヨーロッパの商業ネットワーク (イアン・ブラウン)
- II イギリス商社の歴史的評価 (S・D・チャップマン)
- III アジアの貿易ネットワーク (アンソニー・リード)
- 国際経済史学会をおわって——ひとつの中間報告—— (シャーマン・コ克蘭)

II

本書はその成立の経緯から判断して、個別論文集としてよりもむしろ序章で提起された諸問題の意味を参加者がどこまで理解し、どこまでこれに答えているかという点から評価すべきである。こうした観点に立って見ると、評者は以下のような疑問と批判を抱かざるをえない。

そもそも編者が想定していた「流通ネットワーク」とは、地縁血縁関係を媒介にした中国商人あるいはアジア現地商人の取引組織網を意味していたのは明らかである。それが谷本雅之論文(第1章)、古田和子論文(第6章)、籠谷直人論文(第11章)あるいは北川勝彦論文(第12章)では、単なる特定地域で特定商品取引を扱う流通網の意味にすりかわっている。これらの論文は、中国やアジア大陸諸国の商人集団組織網と比較して、日本商人のそれがいかなる独自性を有していたかを明らかにするべきだったのでなかろうか。たとえば籠谷論文は、戦前期インド棉花貿易の担い手であった日本人綿関係貿易商社の役割を、特に「東洋棉花のボンベイ支店の事例にそくして、インド奥地にはりめぐらされた日本人商社の棉花集荷ネットワークの実態に迫」(235ページ)ろうと試みている。しかし本来正面から取り扱うべきは、日本商社と奥地市場の占有権を争っていたインド人棉花商のネットワーク、およびこれと日本商社の棉花集荷ネットワークとの対抗関係ではなかろうか。

それでは地縁血縁関係を媒介にした商人集団の取引網が、重要な役割を發揮したアジア大陸文明の歴史的特徴とは何であったのか。最近の中国社会経済史研究はこれを2つの特徴にまとめている。第1は、商人の財産や契約履行を保障する法制度がなく、出身地もしくは先祖を共有するという「虚構」の下に団結する集団統制原理。そして第2は、財産・利潤それ自体よりも財産形成・利潤獲得につながるあらゆる経済活動を行う権利の方が重視されていたという点である。この2つは、中国に限らず広くアジア大陸伝統社会に共通している [Chaudhuri 1991]。

具体的な批判に移ろう。濱下武志論文（第3章）は、中国商人のネットワークを投資・労働移民・送金に着目し、日本、朝鮮半島、中国大陸の経済関係を東シナ海をめぐる開港場間の地域間関係、地域間ネットワークとしてとらえ、商業・流通の観点から、とりわけ金融的観点から分析する。だが、アジア近代史に限らず社会経済史研究に地域概念を設定することは、議論の方向を大きく誤るものになる^(注1)。その理由は、商人の財産保護、契約履行を保証する究極の存在は何であるかという問題を見落とすことになるからである。濱下論文が解明すべきことは、西洋国民国家の法制度が導入される以前の朝鮮社会において中国商人と朝鮮商人との間で財産保護、契約履行をめぐる争いが生じたとき、いかなる制度に依拠して解決が図られ、そこに旧王朝国家がどのような介入姿勢を見せていたのか、そしてそれが在朝日本人対朝鮮人間の同様な紛争処理システムといかなる違いを見せていたのかという問題である。

リンダ・グローブ論文（第4章）も同様の限界を露呈している。この論文は、「信頼こそがすべてであり、これは定期的な商取引のうえになりたつもの」（106ページ）と中国商人同士の人的結合の強さを強調する。だが、それは楯の反面にすぎない。現実には経済恐慌勃発により、これがしばしば崩壊している。そのとき、中国商人の間で資産保護、契約履行をめぐっていかなる措置がとられたのか、あるいはとりえなかったかが解明されなければならない。いずれの論文も、中国商人の流通ネットワークの地理的範囲やそれが成長している過程のみを扱い、その限界への考察がない。

霍啓昌論文（第8章）、シャーマン・コ克蘭論文（第9章）も、財産保護、契約履行、債権回収を保証する制度的基盤を全く欠いたアジア大陸社会の中で商人がとった選択の意味をまるで考察していない。読み終わってどちらも単に史料の上っ面をかいたでただけのような印象が否めなかった。

本書の大きな誤りのひとつは、19世紀第3四半期に西洋商社・銀行の事業活動を開港場居留地内部に抑え込んだアジア商人集団の「優位」が無限に続いていたという仮定にある。既に別稿で明らかにした

が〔本野 1997; Motono 1997〕、中国の場合、在華外国企業に対する中国商人集団の「優位」は1880年代を境に崩壊し始めていた。その理由は、「不平等条約」特権を利用して自らの資産と利潤を倒産リスクと盤金制度から守る目的で、在華イギリス商社の事業活動に協力する「親英中国人ネットワーク」が形成されたからである。「親英中国人ネットワーク」が利用したのは、香港・上海租界内部でのみ有効な有限責任株式会社登記制度と輸出口半税制度（盤金および内地通過税を免除される代償に従価2.5%の税を関税とは別途に納めるといふ、外国商人に与えられた条約特権）であった。

この事実は「不平等条約」に基づく開港場居留地制度の本質が、在華西欧企業の私有財産保護が適応できる地理的範囲にほかならないこと、そして西ヨーロッパで始まった「近代経済成長」の制度的基盤が個人の私有財産権の保障にあったというヒックスやノース理論〔ヒックス 1995, 第2-6章; ノース 1989; 松井 1999, 72-73〕の正しさを裏付けている。同時にこれは、「アジア域内の貿易ネットワークは……支配という言葉からはほど遠い複数の水平的な中心地が同時に並存する構造をもつものとして特徴づけることができる」（7～8ページ）という、先に引用した序章の主張を粉碎する根拠でもある。事実イギリスがインドを自国領土に編入する際に利用したのは、こうした「親英現地人」から構成された雇兵集団だったことは、ジョフリー・パーカーが夙に実証している〔Parker 1991〕。

このような批判に耐えられるだけの内容を持っているのは、S・D・チャップマンのコメントと林満紅論文（第5章）である。前者は「いわゆる『イギリス』企業の多くは、実際のところ民族という意味ではイギリス人企業というよりむしろ多民族企業であった」（312ページ）ことを強調し、本書の構想に疑問を投げかけている。この指摘は今後もっと深く掘り下げられるべきであろう。なぜならその背後には、イギリスの法制度に依拠して資産保護を目論む「非イギリス商人ネットワーク」の存在と、彼らの活動から大きな衝撃を受けたアジア社会の歴史的特徴が潜んでいるからである。

林論文は、日清戦争以前の台湾と中国本土を結ぶ商人ネットワークを扱う中で、清末の台湾で「ある種の近代化」として、「財産取引やパートナーシップにかんして書面による商契約が利用されはじめた」こと、また「西洋の影響力がおよぶ以前の19世紀初期に、地方政府による商標の保護もはじまっていた」(124ページ)ことを指摘している。これらの史実は中国商人独自の近代化への模索のあらわれとしてだけでなく、台湾と中国本土の社会構造の違いを示すものとして注目に値する。今後もっと深く探究されるべき課題であろう。

逆に批判すべきは、ピーター・ポスト論文(第10章)と坂本勉論文(第13章)である。ポスト論文は、オランダの貿易商社が戦前期の日本で事業を成功させることが困難であった理由として、「なによりも日本人の不誠実さと日本で公正な法的取り扱いを受けることのむずかしさ、あるいは不可能なこと」を挙げる。戦前の日本駐在歴代オランダ外交官は自国民にたいして、「日本の企業と直接取引をするよりも、むしろ『堅実で正直な』中国人の商社や買辦との関係をつくりあげてをすすめる」(218, 220ページ)るようになり、この結果アジア地域で活動する「オランダ貿易会社…は1930年代になるまで買辦を頻繁に利用し、植民地法によってオランダ企業の利益が一般的に保護されていた蘭領東インドにおいてさえ、多くのオランダ商社は支店で中国人の出納係を雇用することで安心していたという。なぜなら中国人の出納係は金融取引を保証しなければならず、貸倒れがでた場合には責任をおうことになっていたから」(220~221ページ)だそうである。

評者はこうした記述を額面通り信用することはできない。明治大正期の日本といえば、国内に商法、民法が整備され、これに基づいて外国商社から国内市場を防ぐことに官民ともに躍起となっていた時代である。かかる時代背景への考慮や、日本側史料とオランダ側史料の突き合わせを全く行わずに「オランダ商人はみづからを尊敬すべき、勤勉かつ正直なビジネスマンであると誇りにおもっていたもの、お世辞やごまかしや詐欺が横行する経済環境にはいついかなければならなかった」(218ページ)と決

めつけるのは妥当性を欠いているのではないか。

同様に、中国人の商社や買辦に対する高い評価も信じ難い。ポストが依拠しているのは Hao Yen-p'ing (郝延平)の英文著書 [Hao 1970]のみである。しかし19世紀後半の中国での買辦の債務補償代行能力、法的地位に対しては、郝延平や当時のオランダ商社とは正反対な議論が存在していたことを評者は既に別稿で実証してある [本野 1990; Motono 1992; 1996]。

坂本勉論文は、1830年代末から40年代初頭にかけてオスマン帝国、エジプトのムハンマド・アリー朝がヨーロッパ諸国とあいついで締結した通商条約のもとで西アジアに起こった、旧来の伝統的流通ネットワークの変容を第1次世界大戦期の絹貿易を例にとって検証している。しかし通商条約の個々の条文が現地商人の社会に及ぼした影響にまで踏み込んで考案していないため、平板な叙述にしかっていない。ヨーロッパ資本主義が主導する世界システムのなかに組みこまれた流通ネットワーク・市場圏と、伝統的な部分、自立性をのこしつつヨーロッパの貿易ネットワークに対応していった商品ネットワークの並存ならば、中国・日本の例で実証済みであり、別段新発見でも何でもない。ここで解明すべきは、この2種類のネットワークの歴史的な性格を分かち分岐点は何であり、それがヨーロッパ諸国の通商条約の個々の条文とどのように関連していたのかという問題であろう。そうでなければ、序章で編者が行っている問題提起に呼応したことになる。

最後に吟味されるのは、なぜ日本商人だけが「不平等条約」制度を乗り越えてアジア大陸社会に浸透できたのかという問題である。この問題に一番近い内容は、木村健二論文(第2章)、杉山伸也論文(第7章)である。

木村論文は、「開港」から併合期にかけて朝鮮で活躍した日本商人、亀谷愛介自身が残した『遺誌』を史料に、日清戦争前後の在朝日本人商業活動の中で彼の私的な営業ネットワークの展開を、経営形態、取引商品、営業資金の各側面、国家や社会団体との関係を含めて検討した力作である。気に懸かったことを述べると、まず「日本と欧米間をうまわる不

平等条約のもとに開港された朝鮮」(47ページ)とあるが、具体的にはどのように違っていたのか。中国の場合、前述のように「不平等条約」特権を享受したのは在華外国企業との雇用・取引関係を持つ中国人の方であった。これと同じ論法が成り立つとするならば、「不平等条約」特権を享受するために在朝日本人の営業活動に「協力」した「朝鮮人ネットワーク」が存在したという仮説も成り立つ。例えば愛介が「朝鮮人の名義をかり」(61ページ)、開元山監理官金益昇一開化派大臣安駟寿を動かして非開港場間の航路拡張の権利獲得に成功した(63ページ)とあるが、これこそは亀谷の事業活動に協力した「朝鮮人ネットワーク」の実例ではないのか。そして在朝日本人に協力する「朝鮮人ネットワーク」と朝鮮人のみから構成される旧来の「ネットワーク」のせめぎあいを実証することの方がはるかに重要ではなからうか。

次に、当時の朝鮮で会社登記、資産保護、リスク分散、債権回収を保証する制度的基盤はどの程度完備してあったのか。完備していなかったとするならば、それが当然「日本と欧米間をうわまわる不平等条約」の根拠であったはず。「離合集散は、……各地から集まった商人たちの、出し抜きや独立の混沌とした商業活動とともに、この間の日本勢力の不安定性に起因していたといつてよい」(51ページ)や、さらに日清戦争後に日系地場会社が設立されはじめるのに乗じて亀谷愛介が「商業取引の利益を、商業それ自身の整備をはかるというよりも、新規営業部門に参入して経営の多角化をはかっていったのである。それは当時の在朝日本人実業家に典型的な行動パターンであったといえよう」(59ページ)といった記述は、こうした制度基盤の不備を裏付けている。

同様に営業資金についてだが、愛介も「独立」の際、しっかりした担保をとることなく融資を受けている(54ページ)。愛介の場合は成功者だからその『遺誌』に詳しい記述がないのであろうが、債務者が事業に失敗した場合、債権者はいかなる対応をとったのか。また、在朝日本人の市中金融も、併合後は「金貸しや無尽などにより小資金を得るという側面をのこしつつ、徐々に資本蓄積をとげた商人間で

の融通関係も成立」(62ページ)したというが、在朝日本人相互間、さらには在朝日本人と朝鮮人間の契約履行保証を支えていた制度的基盤は何であったのか。こうした考察こそが在朝日本人の営業ネットワークの歴史的特質を考える上で必要なのではなからうか。

杉山論文は、1895～1932年の中国の砂糖市場への日本糖の進出とこれに対する太古糖房の活動と市場戦略の変化を考察する。そして日本糖の市場占有率競争勝利の原因を、「太古糖および中華糖局糖が現地の代理店を通じて直接販売されたのにたいして、大日本製糖は上海市場で販売する方針を採用した。これは、とりわけ香港糖の地方販売代理店と対等な競争ができずに不満をもっていた中国人卸売商の歓迎するところとな」(163ページ)った点に帰している。これは正しく、前述の在華外国商社が自己に協力的な中国商人ネットワークを組織できたか否かの重要性を裏書きした指摘である。しかし、日本製糖業と在華イギリス製糖業者の明暗を分けた違いが何であったのかをこの論文は明らかにしていない。太古糖房の営業ネットワークよりもこちらの方が、本書序章が設定した課題に則して重要であろう。

III

本書のもうひとつの誤りは、アジア大陸社会での経済成長と西洋・日本社会でのそれを同一範疇で扱ったことである。それは、明末清初、清末民初の中国東南沿岸部で起こった経済成長と17世紀以降の西ヨーロッパ、18世紀以降の日本のそれを比較すれば明らかであろう。すなわち、前者が経済成長とともに国家の存立基盤を掘り崩し、秩序崩壊と内乱を必然化させたのに対し、後者は過剰生産による景気交代を繰り返しながらも国家基盤を安定させ、「持続可能な経済成長」を実現した。この違いの意味は大きい。

「商業ネットワーク」理論を強調し、「^{ユーロセン}西歐中心主義的^{トリツク}」歴史研究からの脱却をはやるあまり、本書の寄稿者ほぼ全員は、この違いの理由を十分認識していない。西洋・日本社会の「持続可能な経済成長」

を可能にしたのは、個人の「私有財産権」を保障する制度的基盤の有無である。そしてこれを最終的に完成したのは西洋型近代国民国家であった。19世紀後半、とりわけ1880年代以降の中国では、この在華西洋企業の「私有財産権」を支える制度的基盤である「不平等条約」特権に依拠した中国商人ネットワークの成長拡大が旧体制の崩壊、民族主義運動と国を挙げての国民国家体制樹立への模索を必然化させるのである [Motono 2000]。

「商業ネットワーク」理論は、西洋型国民国家に立脚した経済史理論、「西洋の衝撃」概念、「支配」と「被支配」関係概念と両立可能である。これを二者択一的であると錯覚したために、本書は20世紀初頭以降アジア全域で起こる民族主義運動の必然性を理論的に説明することができなくなってしまっている。政治外交史との関連を説明できない経済史研究などいくらやっても意味はない。

評者にとって驚きであったのは、本書の重大な欠陥を見抜けないアンソニー・リードのコメントである。彼ほどの碩学にしてこの程度の認識なのかという失望と幻滅感を禁じ得なかった。さすがにイアン・ブラウンのコメントは、もっと踏み込んだ内容となっている。だが、それでも買辦の存在を不可避にした、「西欧化されかつ体系的な商法がない」アジア社会の歴史的特徴と、そこでの取引の体験から西洋諸国が強制した「不平等条約」についての理解と認識は十分とは思えない。

これまで縷縷述べてきた批判が的外れでないことは、シャーマン・コ克蘭による「国際経済史学会をおわって——ひとつの中間報告——」末尾の以下の一節に明らかであろう。「ヨーロッパ系商社、買辦、地方商人は相互にむすびついた商業ネットワークをつくりあげたのだろうか。もし外国商社と関係を持たなかったとすれば、既存の商業ネットワークはそのまま変化しなかったのだろうか。もし既存のネットワークと外国企業のネットワークが相互に結び付いたとすれば、外国企業による支配は、直接あるいは間接的に都市市場だけではなく、さらに農村市場にいたるあらゆるレベルにまで拡大したのだろうか。こうした問いにたいする解答によっては、

これらの商業ネットワークのいくつか、あるいはすべてが、どのように商人と政府との関係を決定づけたのか、また商業ネットワークに組みこまれた地域と政府官吏によって統治された地域とは符合するののか、というような問題が今後の課題としてでてくるだろう」(325ページ)。これはそのまま本書寄稿者に対する批判であり、評者もこれに全く同感である。

(注1) 既にプロト工業化論の領域では、「地域」概念の曖昧性を批判した論文が出ている [Ogilvie and Cerman 1996, 7 参照]。

文献リスト

<日本語文献>

- ノース, D. C. 1989. 『文明史の経済学——財産権・国家・イデオロギー——』春秋社。
 ヒックス, J. R. 1995. 『経済史の理論』講談社学術文庫。
 松井透 1999. 「商人と市場」『岩波講座世界歴史15 商人と市場：ネットワークの中の国家』岩波書店。
 本野英一 1990. 「1860年代上海における買辦登録制度の挫折と輸出取引機構の改変——ジャーディン・マセソン商会の活動を中心に——」『史学雑誌』第99編第7号(7月)。
 ——1997. 「在華イギリス企業株主の株価支払い責任をめぐる中英紛争——惠通銀行事件を中心に——」『史学雑誌』第106編第10号(10月)。

<英語文献>

- Chaudhuri, K. N. 1991. "Reflections on the Organizing Principle of Premodern Asia." In *The Political Economy of Merchant Empires*. ed. James D. Tracy. Cambridge: Cambridge University Press.
 Hao, Yen-p'ing 1970. *The Comprador in Nineteenth Century China: Bridge between East and West*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
 Motono, Eiichi 1992. "A Study of the Legal Status of the Compradores during the 1880s with Special Reference to the Three Civil Cases between David Sassoon Sons & Co. and Their Compradores, 1884-1887." *Acta Asiatica* (62) (February).
 ——1996. "H. A. Giles v. Huang Chengyi: Sino-British

- Conflict over the Mixed Court, 1884-1885.” *East Asian History* (12) (December) (printed in July 1998).
- 1997. “A Study of the Development of a Comprador-Merchant Network in the Jiangnan Districts, 1882-1904.” 吳倫霓霞・何佩然主編『中国海関史論文集』香港 香港中文大学崇基学院出版。
- 2000 *Conflict and Cooperation in Sino-British Business: The Impact of the Pro-British Commercial Network in Shanghai, 1860-1911*. Basingstoke: Macmillan.
- Ogilvie, Sheilagh C. and Markus, Cerman 1996. “The Theories of Proto-industrialization.” In *European Proto-industrialization*. eds. Sheilagh C. Ogilvie and Markus Cerman. Cambridge: Cambridge University Press.
- Parker, Geoffrey 1991. “Europe and the Wider World, 1500-1700: The Military Balance.” In *The Political Economy of Merchant Empires*. ed. James D. Tracy. Cambridge: Cambridge University Press.
- (早稲田大学政治経済学部助教授)